

平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成26年度9月度月次速報版）

平成26年10月14日
証券・金融商品あっせん相談センター

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	当年度 累計	前年度 同期比	前年度 上半期 累計
相談	785	688	722	592	433	444	3,664	+33%	2,746
苦情	43	53	54	37	33	52	272	▲43%	479
あっせん	8	11	5	10	8	5	47	▲41%	80

【コメント】

- 平成26年9月中の受付件数 … 前月比で「相談」が11件増、「苦情」が19件増、「あっせん」が3件減
- 内容別の内訳 … 「相談」では「取引制度に関する相談」が最も多い(228件(構成比51.4%))
「苦情」では「勧誘に関する苦情」が最も多い(20件(構成比38.5%))
「あっせん」は、「勧誘に関する紛争」が3件、「売買取引に関する紛争」が2件であった。
- 商品別の内訳 … 「相談」「苦情」「あっせん」を通して、「株式」が最も多い(全体の50.3%)
次いで、「投信」(全体の18.4%)、「債券」(全体の12.8%)の順。

平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成26年9月度月次速報版）

平成26年10月14日
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	26年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	785	688	722	592	433	444	3,664	610.7
取引制度に関する相談	401	343	388	281	242	228	1,883	313.8
勧誘に関する相談	79	56	42	45	30	29	281	46.8
売買取引に関する相談	121	117	127	111	61	69	606	101.0
事務処理に関する相談	116	118	109	121	72	83	619	103.2
その他の相談	68	54	56	34	28	35	275	45.8
苦 情	43	53	54	37	33	52	272	45.3
勧誘に関する苦情	17	14	19	15	13	20	98	16.3
売買取引に関する苦情	16	29	21	11	11	14	102	17.0
事務処理に関する苦情	7	7	11	7	6	11	49	8.2
その他の苦情	3	3	3	4	3	7	23	3.8
あっせん	8	11	5	10	8	5	47	7.8
勧誘に関する紛争	7	11	4	8	5	3	38	6.3
売買取引に関する紛争	1	0	1	2	3	2	9	1.5
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 25年度下半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	25年度 下期累計	下期月平均 (累計/月数)
相 談	400	321	454	373	359	518	2,425	404.2
取引制度に関する相談	173	128	232	181	155	230	1,099	183.2
勧誘に関する相談	63	49	55	43	62	63	335	55.8
売買取引に関する相談	73	62	66	72	65	86	424	70.7
事務処理に関する相談	50	45	52	37	40	77	301	50.2
その他の相談	41	37	49	40	37	62	266	44.3
苦 情	65	52	63	62	63	57	362	60.3
勧誘に関する苦情	25	21	22	17	21	21	127	21.2
売買取引に関する苦情	30	21	17	23	28	25	144	24.0
事務処理に関する苦情	8	8	14	13	9	4	56	9.3
その他の苦情	2	2	10	9	5	7	35	5.8
あっせん	11	4	8	17	1	6	47	7.8
勧誘に関する紛争	4	2	6	11	1	4	28	4.7
売買取引に関する紛争	7	2	2	5	0	2	18	3.0
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他の紛争	0	0	0	1	0	0	1	0.2

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	25年度 累計	24年度 累計	23年度 累計
相 談	5,161	4,496	4,358
取引制度に関する相談	2,147	1,351	1,309
勧誘に関する相談	766	1,387	1,365
売買取引に関する相談	1,084	767	802
事務処理に関する相談	601	465	388
その他の相談	563	526	494
苦 情	842	904	1,205
勧誘に関する苦情	294	470	692
売買取引に関する苦情	351	240	286
事務処理に関する苦情	135	112	134
その他の苦情	62	82	93
あっせん	128	208	308
勧誘に関する紛争	87	176	267
売買取引に関する紛争	35	26	35
事務処理に関する紛争	3	6	6
その他の紛争	3	0	0

(単位:件)

25年度 月平均	24年度 月平均	23年度 月平均
430.1	363.2	341.6
178.9	109.1	123.9
63.8	113.8	81.2
90.3	66.8	47.3
50.1	32.3	37.8
46.9	41.2	51.4
70.2	100.4	84.1
24.5	57.7	41.5
29.3	23.8	21.4
11.3	11.2	11.8
5.2	7.8	9.4
10.7	25.7	19.9
7.3	22.3	15.3
2.9	2.9	3.9
0.3	0.5	0.3
0.3	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(26年9月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	9月度 合計
相 談	221	52	83	2	4	1	81	444
取引制度に関する相談	104	22	49	1	3	1	48	228
勧誘に関する相談	7	10	10	0	1	0	1	29
売買取引に関する相談	43	11	11	1	0	0	3	69
事務処理に関する相談	49	4	8	0	0	0	22	83
その他の相談	18	5	5	0	0	0	7	35
苦 情	28	11	9	1	1	0	2	52
勧誘に関する苦情	9	8	3	0	0	0	0	20
売買取引に関する苦情	10	1	3	0	0	0	0	14
事務処理に関する苦情	6	1	2	0	1	0	1	11
その他の苦情	3	1	1	1	0	0	1	7
あっせん	3	1	0	0	1	0	0	5
勧誘に関する紛争	2	1	0	0	0	0	0	3
売買取引に関する紛争	1	0	0	0	1	0	0	2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～26年3月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合計
相 談	2,509	758	1,196	100	19	7	572	5,161
取引制度に関する相談	1,075	289	430	32	5	3	313	2,147
勧誘に関する相談	220	204	318	5	4	4	11	766
売買取引に関する相談	599	156	256	44	8	0	21	1,084
事務処理に関する相談	359	44	71	10	1	0	116	601
その他の相談	256	65	121	9	1	0	111	563
苦 情	421	158	205	24	5	7	22	842
勧誘に関する苦情	72	99	111	1	2	7	2	294
売買取引に関する苦情	229	40	60	19	2	0	1	351
事務処理に関する苦情	91	14	17	4	1	0	8	135
その他の苦情	29	5	17	0	0	0	11	62
あっせん	40	32	42	0	0	12	2	128
勧誘に関する紛争	16	27	32	0	0	12	0	87
売買取引に関する紛争	23	4	8	0	0	0	0	35
事務処理に関する紛争	1	1	1	0	0	0	0	3
その他の紛争	0	0	1	0	0	0	2	3

3. 男女別処理状況(26年9月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	9月度 合計
相 談	268	169	7	444
取引制度に関する相談	128	97	3	228
勧誘に関する相談	15	14	0	29
売買取引に関する相談	49	19	1	69
事務処理に関する相談	55	27	1	83
その他の相談	21	12	2	35
苦 情	33	18	1	52
勧誘に関する苦情	14	5	1	20
売買取引に関する苦情	8	6	0	14
事務処理に関する苦情	7	4	0	11
その他の苦情	4	3	0	7
あっせん	0	4	1	5
勧誘に関する紛争	0	2	1	3
売買取引に関する紛争	0	2	0	2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～26年3月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	2,828	2,138	195	5,161
取引制度に関する相談	1,198	859	90	2,147
勧誘に関する相談	376	358	32	766
売買取引に関する相談	584	452	48	1,084
事務処理に関する相談	350	235	16	601
その他の相談	320	234	9	563
苦 情	505	308	29	842
勧誘に関する苦情	137	139	18	294
売買取引に関する苦情	228	115	8	351
事務処理に関する苦情	98	35	2	135
その他の苦情	42	19	1	62
あっせん	61	44	23	128
勧誘に関する紛争	38	31	18	87
売買取引に関する紛争	20	11	4	35
事務処理に関する紛争	1	2	0	3
その他の紛争	2	0	1	3

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成26年9月）について

平成26年10月15日
日本証券業協会

【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないよう厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、5ページに記載しています。

1. 平成26年9月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

- 【図表1】のとおり、平成26年9月中に受理した全通報件数は172件。
1営業日当たりの平均通報件数は約9件。9月は通報件数が200件を下回ったものの、依然として注意が必要です¹。

(2) 購入・取引を勧誘された商品

- ① 【図表1】のとおり、平成26年9月中において最も多かったのは、「その他」の76件(44.2%)²。
- ② 「その他」は、例えば、被害者を投資話に絡んだ犯罪やトラブルの当事者に仕立て上げ、その解決のための金銭を要求するもの。手口は時々刻々と変化し、多様化。
- ③ 安易に相手の言うことを信用せず、支払いをする前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

(3) 被害の金額

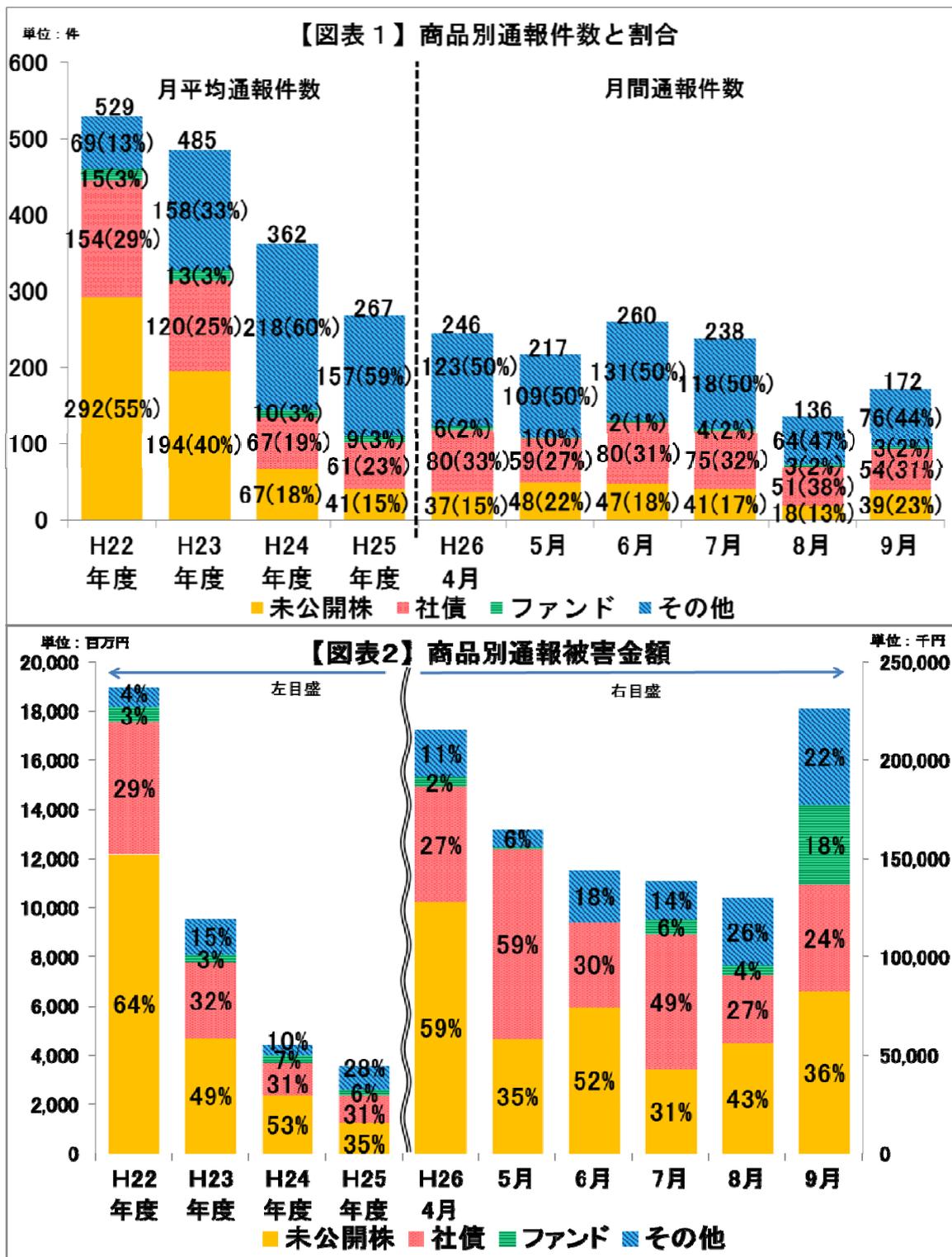
- ① 全通報件数172件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは21件(12.2%)。
- ② 被害の金額は、合計で約2億3千万円。
- ③ 【図表2】のとおり、商品別の被害総額で最も大きかったのは、「未公開株」の約8千2百万円(36.3%)³。
- ④ 被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均被害金額は約1,077万円。

¹ 去る平成26年10月1日、警察庁では、「平成26年8月の特殊詐欺認知・検挙状況等について」を公表しています(http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi_toukei.pdf)。ここでは、平成26年1月～8月における特殊詐欺全体の被害総額が約356億円(前年同期比21.0%増)となり、このうち未公開株等詐欺を含む金融商品等取引名目の被害総額が約93億円(同18.6%減)であったことが紹介されています。

² 「その他」76件のうち、58件(70.1%)は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたなど、有価証券に絡む詐欺に関連する通報。

³ 「その他」約4千9百万円のうち、有価証券に絡む詐欺の二次被害が約1千4百万円。

- ⑤ 最大の被害金額は5千3百万円(業者を名乗る者から社債に関わる儲け話を持ち掛けられ、購入代金を支払ってしまったとの通報)。
- ⑥ 被害金額の合計は時期によって大きく変化しますが、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりありません。
- ⑦ 万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支うことには十分慎重になるべきです。



(4) 勧誘・詐取の手段

- ① 勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんど。
- ② 実際にお金を支払ってしまう場面が多いのが、現金の直接手渡し（自宅又は街頭の待合せ）や送付（郵便、宅配便）。
- ③ お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

(5) 通報者の属性

- ① 通報者の年齢で分類すると、60歳以上が約90%。そのうち一人暮らしは約30.7%。
- ② 通報者の居住地で分類すると、東京・大阪・愛知やその近郊が上位（別紙参照）、今月は東京都からの通報が最多。
- ③ 大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていると推測されます。
- ④ 一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうとされています。
- ⑤ お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うことが重要です。
- ⑥ 万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談を。

2. 最近の手口

最近「未公開株通報専用コールセンター」に寄せられている通報によく見られる手口をご紹介します。

「不正取引の疑い」「安全な場所に資産を移す」

業者を名乗る者に「必ず儲かる」と言われた社債を購入したところ、後日、行政当局を名乗る者から「あなたは不正取引を行っている。これから家宅調査に行く。資産は全て没収となる。」と連絡があった。

不安に思っているところに、弁護士を名乗る者から「あなたに不正取引の疑いが掛かっている。没収される前に、資産を安全な場所に移すべきだ。」と連絡があったため、指定された口座に預金を移してしまった。

- 業者を名乗る者から「必ず儲かる社債がある。ただし、この話はインサイダー情報なので、他言無用である。」と話を持ち掛けられます。
- 業者の話をつまみこみして、社債を購入した後、行政当局を名乗る者から「あなたは不正取引を行っている。そのため、あなたの資産は全て没収となる。」と電話が掛かってきます。
- 行政当局を名乗る者から、突然、資産を没収されると言われ、「大変なことになった。」と動揺したところに、弁護士を名乗る者から「資産を守るため」として、指定する口座に預金を移すよう促したり、直接、自宅に金銭を受け取りに来るのがよくある手口です。
- これは「劇場型」と言われる手口で業者や行政当局、弁護士を名乗る者は裏でつながっている可能性が高く、また、不正取引の事実は一切なく、加えて、社債を発行したとする企業は実在しないと考えられます。
- こうした手口の他にも、「未公開株を購入する権利を譲ってほしい」や「あなたの名義で未公開株を購入したい」など、当初は金銭を要求しない話を持ち掛けた後に、トラブルの当事者に仕立て上げ、資産を奪い取るケースも見受けられます。
- 業者を名乗る者から儲け話を持ち掛けられても安易に信用しないこと、そして、突然、行政当局を名乗る者から不正取引に関する電話が掛かってきたとしても、動揺せず、行政当局のHPに掲載されている電話番号に連絡し、確認を行うことが未然防止に大切です。
- こうした話を持ち掛けられた場合、送金などは一切せず、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するようにしてください。⁴

⁴詳しくは、本協会ホームページ「“必ずもうかる”詐欺、こんなところにご用心！」
(http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alerts01/mikoukai/moukaru_teguchi.html)

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供⁵、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

また、近年は、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行っているほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けています。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者⁶や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。⁷

⁵ http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html

⁶ 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

⁷ 日本証券業協会では、ホームページ上の次の URL において、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書⁸では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成26年9月までの4年半の間に約2万1千件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部（電話：03-3667-8647）

⁸ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

総通報件数 172 件 (平成 26 年 9 月)

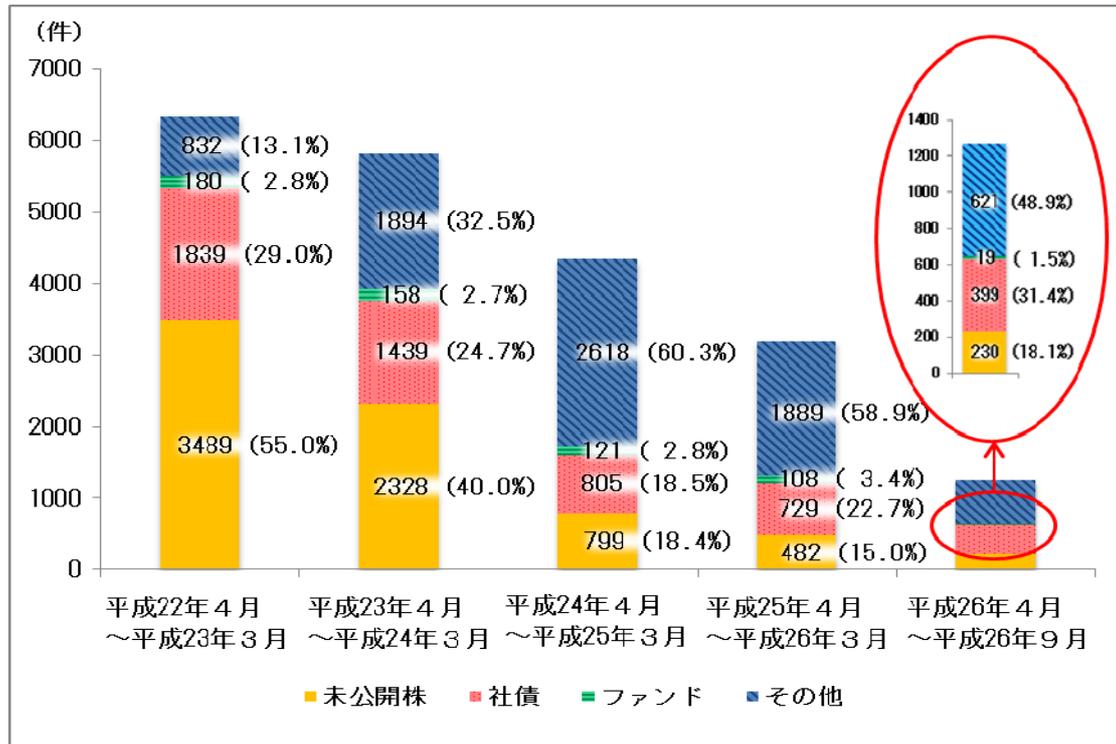
通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)	通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)
北海道	1	0.58	滋賀県	2	1.16
青森県	0	0.00	京都府	5	2.91
岩手県	1	0.58	大阪府	15	8.72
宮城県	0	0.00	兵庫県	11	6.40
秋田県	0	0.00	奈良県	3	1.74
山形県	0	0.00	和歌山県	0	0.00
福島県	1	0.58	鳥取県	2	1.16
茨城県	3	1.74	島根県	0	0.00
栃木県	1	0.58	岡山県	10	5.81
群馬県	7	4.07	広島県	2	1.16
埼玉県	6	3.49	山口県	1	0.58
千葉県	16	9.30	徳島県	0	0.00
東京都	21	12.21	香川県	0	0.00
神奈川県	15	8.72	愛媛県	1	0.58
新潟県	1	0.58	高知県	0	0.00
富山県	0	0.00	福岡県	1	0.58
石川県	8	4.65	佐賀県	0	0.00
福井県	2	1.16	長崎県	2	1.16
山梨県	2	1.16	熊本県	0	0.00
長野県	3	1.74	大分県	0	0.00
岐阜県	2	1.16	宮崎県	1	0.58
静岡県	7	4.07	鹿児島県	1	0.58
愛知県	14	8.14	沖縄県	1	0.58
三重県	3	1.74	不明	0	0.00

[参考]

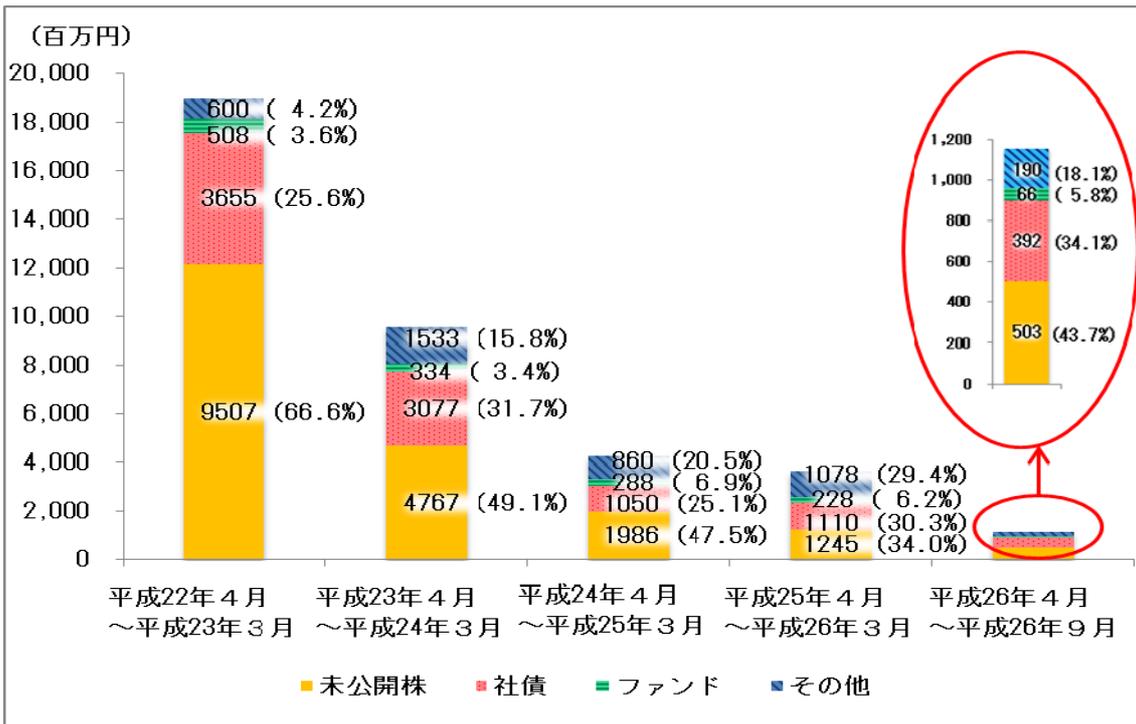
「未公開株通報専用コールセンター」通報状況
(平成22年4月~平成26年9月)について

総通報件数：20978件 被害総額：375億1147万円

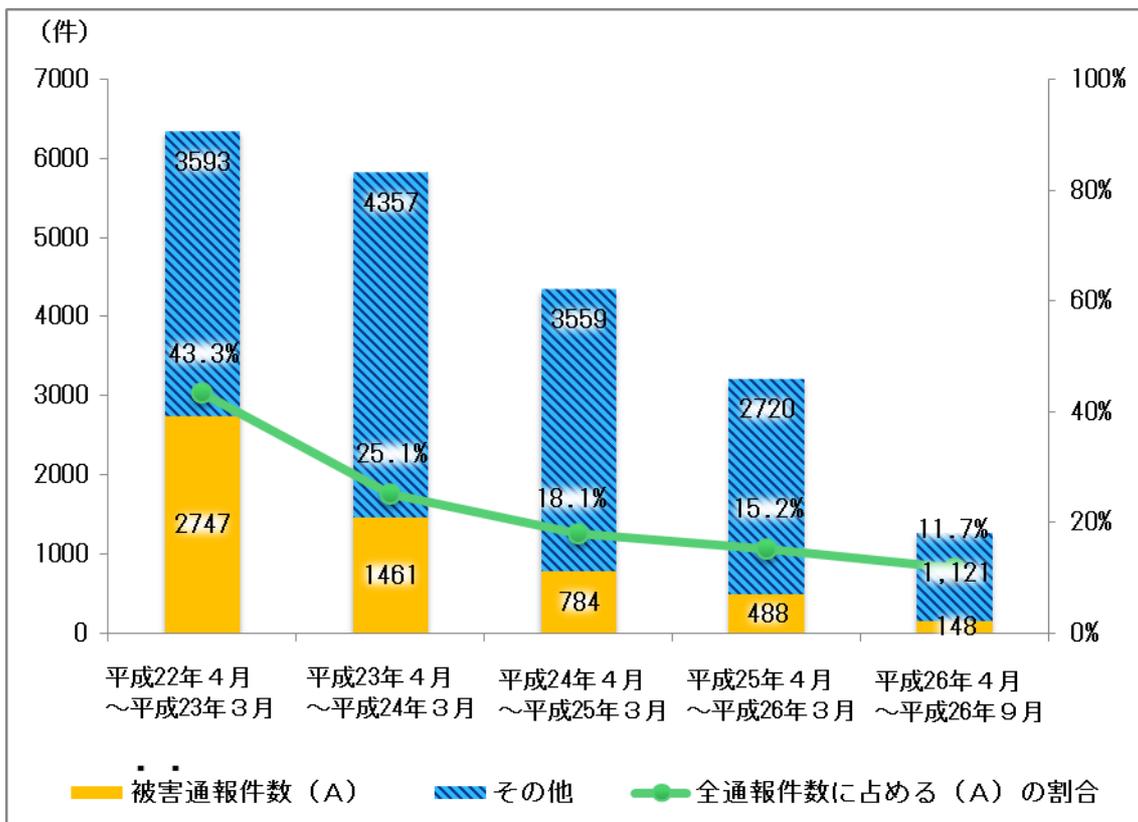
1. 有価証券別通報件数 (平成22年4月~平成26年9月)



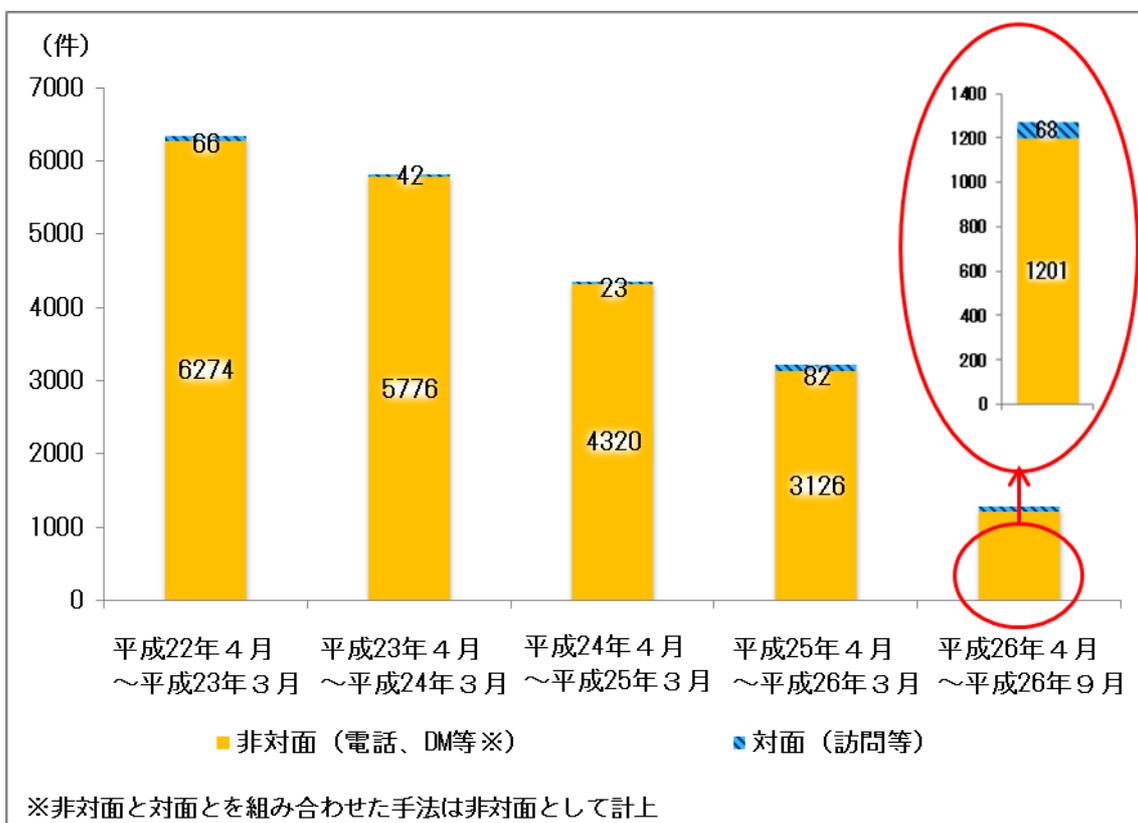
2. 有価証券別被害金額 (平成22年4月~平成26年9月)



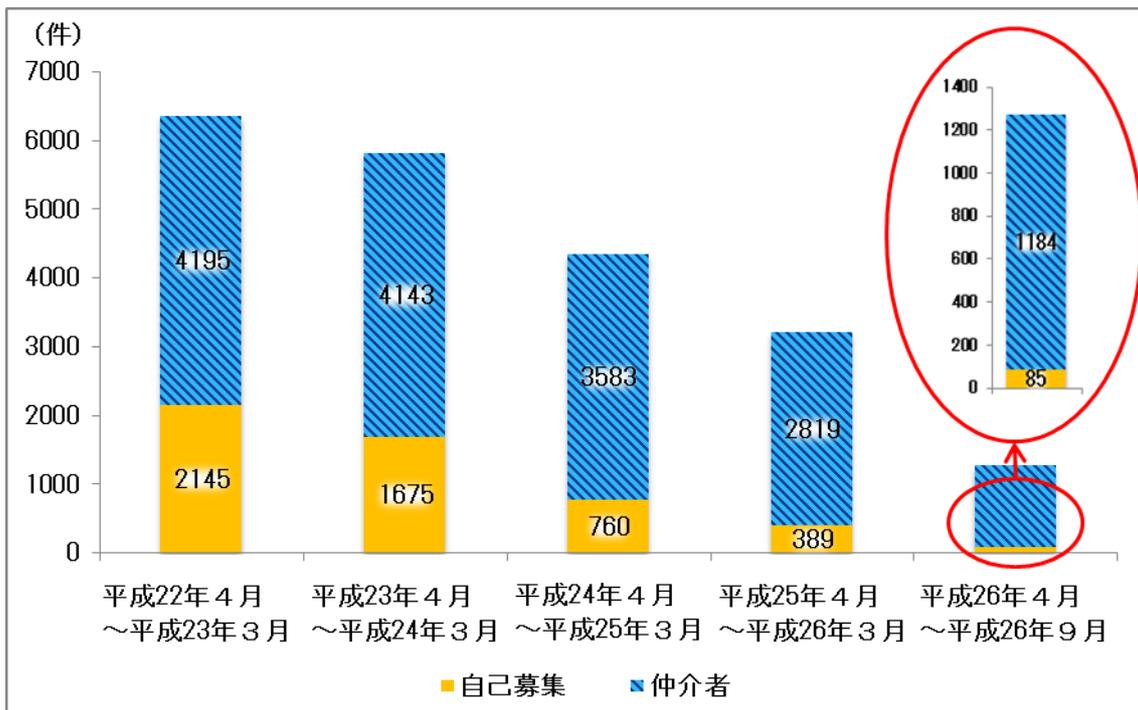
3. 全通報件数に占める被害通報件数（平成22年4月～平成26年9月）



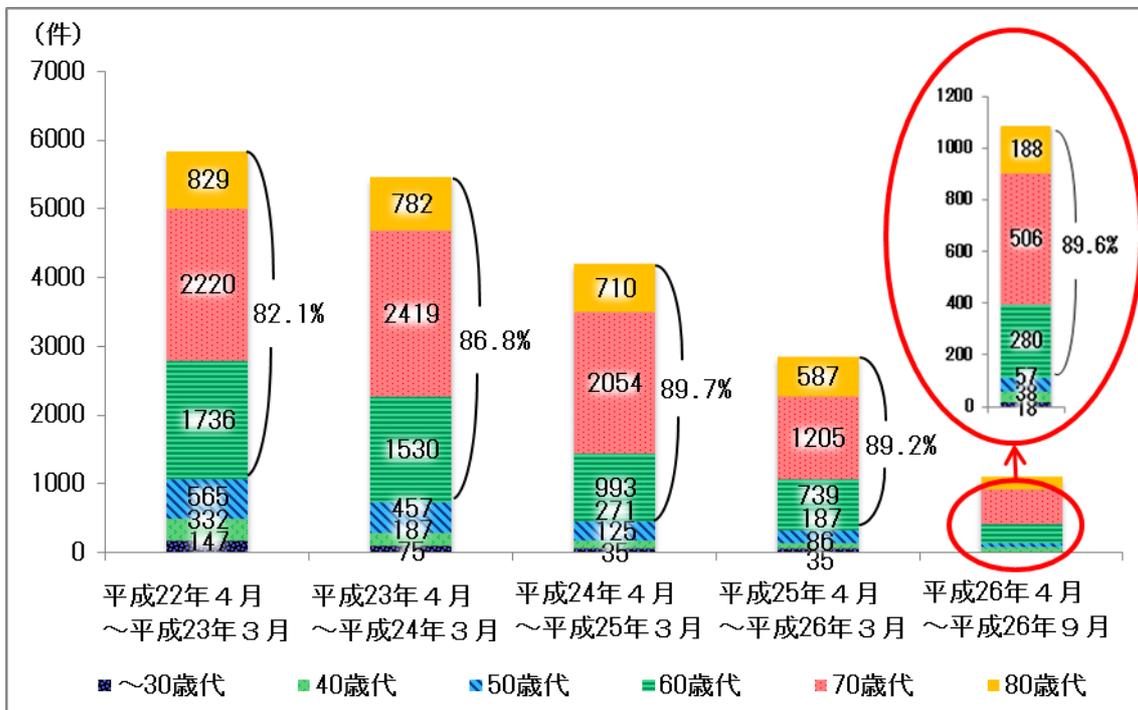
4. 勧誘手法（平成22年4月～平成26年9月）



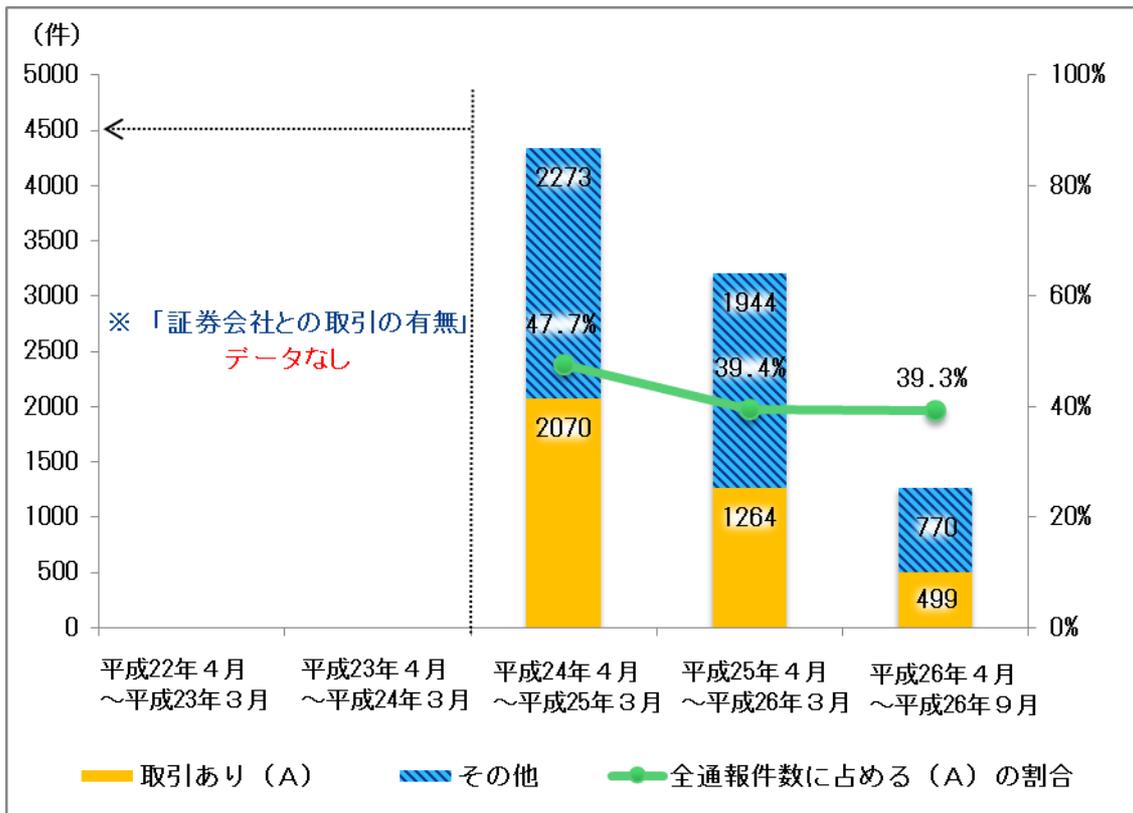
5. 通報件数と募集形態（平成22年4月～平成26年9月）



6. 年齢別通報件数と割合（平成22年4月～平成26年9月）

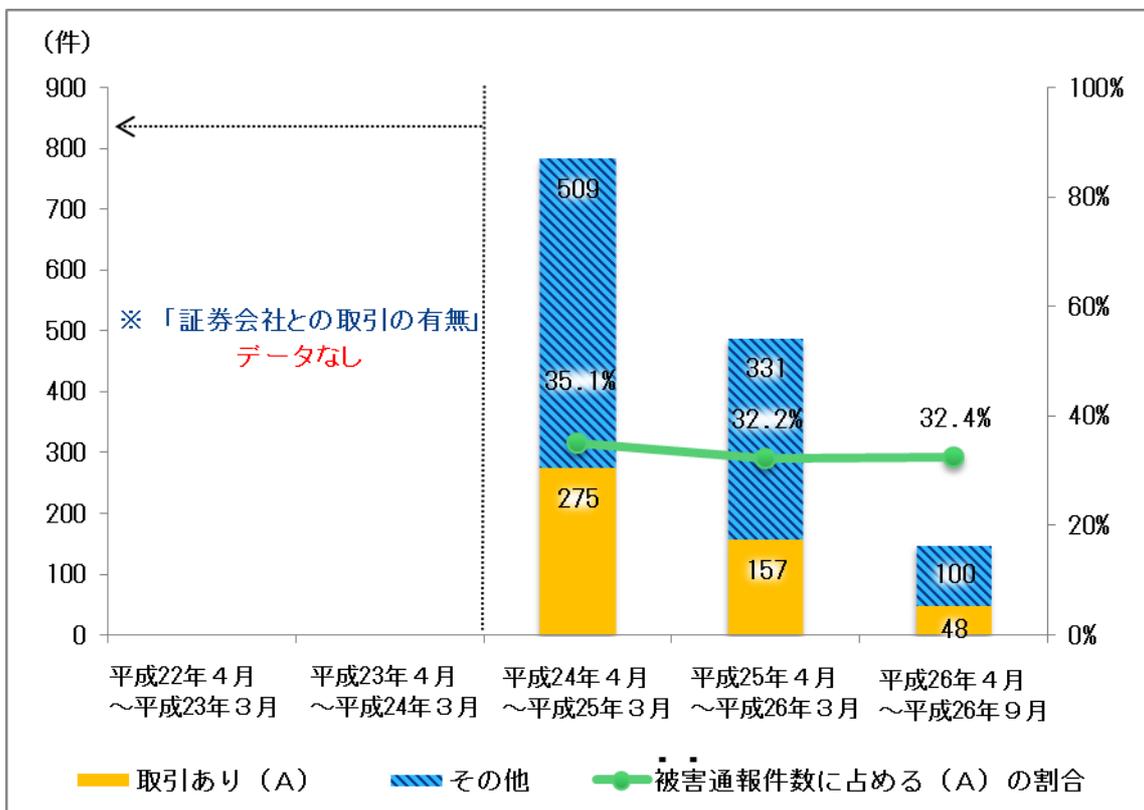


7. 「証券会社と取引のある方」からの通報件数（平成22年4月～平成26年9月）



8. 被害通報件数に占める「証券会社と取引のある方」からの被害通報件数

(平成22年4月～平成26年9月)



9. 都道府県別通報件数（平成23年4月～平成26年9月）

通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）	通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）
北海道	259	1.77%	滋賀県	168	1.15%
青森県	41	0.28%	京都府	278	1.90%
岩手県	52	0.36%	大阪府	1121	7.66%
宮城県	92	0.63%	兵庫県	578	3.95%
秋田県	24	0.16%	奈良県	217	1.48%
山形県	70	0.48%	和歌山県	86	0.59%
福島県	95	0.65%	鳥取県	49	0.33%
茨城県	300	2.05%	島根県	61	0.42%
栃木県	149	1.02%	岡山県	390	2.66%
群馬県	232	1.58%	広島県	584	3.99%
埼玉県	751	5.13%	山口県	340	2.32%
千葉県	955	6.52%	徳島県	61	0.42%
東京都	1613	11.02%	香川県	135	0.92%
神奈川県	1822	12.45%	愛媛県	175	1.20%
新潟県	280	1.91%	高知県	71	0.49%
富山県	61	0.42%	福岡県	299	2.04%
石川県	144	0.98%	佐賀県	27	0.18%
福井県	50	0.34%	長崎県	47	0.32%
山梨県	85	0.58%	熊本県	151	1.03%
長野県	362	2.47%	大分県	64	0.44%
岐阜県	303	2.07%	宮崎県	57	0.39%
静岡県	530	3.62%	鹿児島県	106	0.72%
愛知県	1096	7.49%	沖縄県	24	0.16%
三重県	182	1.24%	不明	1	0.01%

以 上